市民の会の質問書

視覚障害者「対面音訳の条件」について

２０１８年９月１３日

三田市立図書館　館長・平岡一仁様
三田市市文化スポーツ課　課長・横溝朋之様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林純生

いつもお世話になっております。

三田市在住の視覚障害者の方から、三田市立図書館の「視覚障害者サービス」について、三田市の図書館を考える市民の会に、「訴え」が寄せられました。ご本人に直接かかわるものではなく、同じ障害を持つ友人から相談を受けて、とのことでした。以下、幾つか質問をいたします。図書館の見解を明らかにしてください。

訴えの内容は次の通りです。

この方（以後Aさんとします）の友人（6級の障害者手帳をお持ちの方です。以後Bさんとします）が、「デイジー図書」の「郵送貸出サービス（無料）」を受けられないか、と考えて図書館に問い合わせをしたそうです。すると、「無料郵送の対象者は4級以上の手帳所持者に限られており、あなたは対象になりません」と告げられたとのことです。これが第1の訴えです。この図書館回答自体は間違っていません。しかし、本を読みたいと希望している視覚障害者に対する、市立図書館の対応としては、問題をはらんでいると考えます。

もう一つ第2の訴えがありました。Bさんはデイジーの郵送貸出がダメなら、「対面音訳」サービスを受けることはできないだろうか、と考えました。そこで、Aさんに相談したのです。Aさんは「じゃ、私が聞いてあげる」と、図書館で平岡館長と障害者サービス担当者に直接尋ねたそうです。ところが、答えは「対面音訳サービスも視覚障害4級以上の方が対象です」だったそうです。Aさんそんな条件(制限)については聞いたこともなかったので、強い疑問を持ち図書館を考える市民の会へ、半ば問い合わせ半ば訴えの形で電話をしてこられたのです。

この訴えから、わたしたちは二つの問題があると考えます。一つは「視覚障害者向けの郵送貸出」には確かに一定の条件がある、しかし視覚障害者から申し出があった際に、「決め事」の説明だけで終わっていいのかということです。わたしたちは障害者差別解消法の「合理的配慮」の対象になると考えます。もう一つは、「対面音訳」にも「資格条件」が設けられたことを、私たちも知りませんでした。そんなことがあってよいのか、という疑問です。

「対面音訳」の方により大きな問題がありますので、まずこちらからお尋ねします。

「対面音訳サービスも視覚障害4級以上の方が対象です」という図書館の担当者の回答は間違っていると考えます。三田市のホームページにも、図書館のホームページにも、「図書館の利用案内」が掲載されています。その冒頭に次のように記されています。

＜図書館では、身体に障害のある方にも図書館を利用しやすいように郵送貸出や対面朗読を行なっています。＞

そして、「対面音訳」について次のように書かれています。

「3．対面音訳サービス　視覚障害があり来館できる方には、三田市立図書館本館・点字録音室のほか、お近くの市民センターや自治会館・集会施設などで対面音訳を行っています。このサービスを受けるには、事前の申し込みが必要です。」

対面音訳につけられている条件は**「視覚障害があること」「来館できること」**の二つだけです。わたしたちが調べた限り、三田市や図書館が公表している文書にはすべて、この「図書館の利用案内」と同じ内容が記されていました。どこにも「視覚障害4級以上の方」などとは書かれていません。

このサービスは**「身体に障害のある方にも図書館を利用しやすいように」**行われているものです。なのに、なぜ突然、「4級以上」という制限があると答えたのでしょうか。

質問1.

①視覚障害者の対面音訳に「4級以上の手帳所持者」という条件があるのですか。

②あるとすれば、それはいつどのような経緯で決められたのですか。

③4級以上に限定した詳しい理由をお知らせください。

④このことは、視覚障害者および市民にどのように周知されていますか。

次に「視覚障害者向けの郵送貸出」について。三田市と図書館のホームページには次のように書かれています。

＜2．郵送貸し出しサービス(視覚障害のある方に)　視覚障害のある方に録音図書、点字図書、CD等を郵送で貸出します。送料は無料で、4週間まで貸出できます。［対象者］三田市にお住まいの方で視覚障害4級以上の方＞

したがって、障害6級のBさんに「あなたは対象外です」と伝えたのは間違いではありません。しかし、これだけで終わってしまっては、市立図書館として役割を果たしたとは絶対に言えません。図書館には、本を読みたいと希望する市民に対して、その願いが満たされるように、あらゆる手立てを考えて対応する義務があります。まして、「障害者差別解消法」が施行されてすでに2年以上が経過しています。さらに三田市は「三田市障害者共生条例」をこの7月にスタートさせ、法律をバックアップする態勢を整えたところです。こうした状況の中で、Bさんの問合せは「サービスの申し出」に当たります。図書館は、個別具体的な事案として、Bさんとコミュニケーションを取り、事情を聞き、郵送貸出に変わる方法がないかを検討する義務がありました。それをせずに規定の説明だけで終わったとしたら、それは**「合理的配慮の不提供」**と言わなければならず、公的機関として**「義務違反」**に当たります。

質問2.

①Bさんの問合せに具体的にどう回答したかを開示してください。

②Bさんがデイジー図書を利用するため、郵送貸出以外の方策を何か検討しましたか。

③Bさんのケースが障害者差別解消法、三田市障害者共生条例に関わることとの認識はありますか。

図書館にとって、何よりも大切なことは、障害者であろうとなかろうと、本を読みたい人に最大限、読む機会を保証することです。それは、市直営であろうと、民間委託であろうと、なんら変わらない図書館の役割・義務です。上記質問に早急にご回答をいただくよう求めます。合わせて、少なくとも「対面音訳」については、Bさんに謝罪して、直ちに実施するよう強く申し入れます。

以上